



Vol.192

トクちゃん新聞

3月号

久々に
終電逃しましたー



令和6年3月21日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 今年はずき焼き

おかげ様で**確定申告業務、無事完了**いたしました。確定申告のスタッフの頑張りをご紹介させていただきます。いただいた情報を単純に転記するだけと思われるような申告書であっても、**それ以外の情報はないか、というところから疑問をもって確認するようにしています**。たとえば、保険の控除証明・健康保険の支払・高額医療給付金…。また、配当や株式譲渡については、申告するかどうかを**選択できる制度**があり、いろんなパターンで計算して「**どれが一番得か**」と考えます。**プロとしては当たり前**のことかも知れませんが、本当に細かく考えてくれていて、徳野から見ても「**すごいな…**」と思うこともあるほどです。そうして担当者が申告書を作った後、スタッフ間で**お互いにチェック**しまして、その後**徳野の2次チェック**となります。ここでもかなり細かく確認が入ります。2次チェック通過後も、申告書の控をお客様のお手元へお届けするまで、**いつもの工程**があります。

徳野



そんな流れで仕事をしておりますが、先日3月15日にすべてのお客様への発送を終えることが出来まして、全員で打上げに行っていました！**今年はずき焼き**！年末調整から続いた最繁忙期を、**お客様のご協力とスタッフの頑張り**で、何とか乗り越えることが出来ました。今後も引き続きよろしくお願いたします！

◆ インボイス制度

インボイス制度が開始して半年が経とうとしています。導入当初の混乱は落ち着いたものの、適格請求書(インボイス)を受け取る側の責任も問われるため、まだまだ戸惑いも多いのではないかと思います。

国税庁HPでは随時、問い合わせの多い質問やQAの更新がされています。特に、「多く寄せられるご質問」では、(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>) ケースごとの解説がされています。現在の自社の対応が正しいかを確認いただく際に役立ちそうです。

以下に、より汎用性の高そうな問を紹介します。気になるものがあれば上記リンクからご確認ください。

問③手書きの領収書 / 問⑥買手による適格請求書の修正 / 問⑩従業員の立替払い

問⑪実費精算の出張旅費 / 問⑲金融機関の手数料に係る適格請求書 ※⑲については、↓の大熊の記事で紹介しています

また、記載事項に特化した「インボイス記載事項チェックシート」「マンガでわかるインボイス記載事項」の資料も公表されています。社内周知に利用できる資料となっておりますので、改めてのご確認などにお役立てください。

インボイス記載事項チェックシート: https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0024002-057_a.pdf

マンガでわかるインボイス記載事項: https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0024002-057_b.pdf

廣島



◆ 朗報！振込手数料のインボイス、毎回の保存が不要に。

大熊



令和5年10月より開始された「インボイス制度」。その懸念点のひとつとして、**インターネットバンキング利用時の振込手数料**がありました。

振込手数料には消費税が含まれますが、これらの取引について仕入税額控除を受けるためには原則、1件ずつ全てのインボイスを保存する必要があります。そのため、真面目にやろうとすると大きな負担になる…という懸念です。

この点、やはり国税庁への問い合わせも多かったようで、国税庁HP『多く寄せられるご質問』に令和6年2月29日付で緩和策が明示されました。

これによると、

- ① **金融機関ごとに発行された通帳や入出金明細(振込手数料の発生日月日や金額がわかるもの)**
- ② **任意の振込手数料 1件分のインボイス**

上記 ①② を併せて保存しておけばOK、とのこと。

他、「**簡易課税**」が適用される事業者さんやいわゆる「**少額特例**」を利用できる事業者さんは、そもそもインボイスの保存自体が不要なケースもあります。

省力化できるところをうまく見極めて、効率的に対応していきたいですね。



◆ 税務スケジュール(4月)

喜多



4月10日(水)

・3月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

4月30日(火)

- ・3月分 社会保険料の納付
- ・2月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・8月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・5月・8月・11月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

料率が改定されます

令和6年3月分(4月納付分)より	現行	改定後
健康保険料率(大阪)	10.29%	10.34%
介護保険料率	1.82%	1.60%

* 雇用保険料率の変更はありません

〈所得税・個人事業者の消費税 振替納税〉

・所得税 4月23日(火) 消費税 4月30日(火)

◆ 弥生会計入力時の「000」のショートカット

稲葉



弥生会計で入力の際によく利用する **便利なショートカット** のご紹介をさせていただきます。
売上や仕入でキリの良い大きさの金額、例えば2,000,000円と入力する場合、「2」を1回と「0」を6回と **合計7回** タイプする必要があります。そのようなときは、「000」を1度で入力できるショートカットキーを使いましょう。下のキーボード画像の赤カッコのどちらかの「/」キーを押すと1度で「000」と入力されます。



大量に入力する際は **効率的** になることで **ミスも減ります** ので一度利用されてみてはいかがでしょうか。

◆ マイナポータルで医療費集計

細川



医療費控除の申告をしたい場合、「**領収証の保存**」や「**集計**」、「**苦勞して集計したにもかかわらず金額によつては適用できない**」など負担が少なくありません。マイナポータルで医療費通知情報と連携すると、1月～12月の医療保険の対象となる医療費を自動的に集計してくれるため、そういった負担や苦勞が少し軽減されるかもしれません。

○ 連携するメリット

- ・ 保険適用分の医療費の領収証の保管が不要かつ集計も自動化
設定によってはご家族分の情報も収集可能です。
「遠方にお住まいのご親族分」「領収証を捨てた」という場合でも医療費の集計をしてくれます。

× 連携しても収集できない情報

- ・ 保険適用外分は医療費の領収証の保管、集計が必要
保険適用分のみ集計されます。
- ・ 自治体独自の医療費の補填は反映されない
子供の医療費が補填された場合でも、マイナポータル上は3割負担額が表示されることがあります。
この場合は実際の負担額や補填額の集計が必要です。



◆ スタッフより

小鐵



2023年11月に入社しました、小鐵(こてつ)と申します。
PG(プロダクト・グループ)に所属しております。

大学を卒業後、電子機器系の専門商社で営業事務を2年と製造業で経理を5年半しておりました。
会計事務所は未経験での入社です。

まだまだ分からないことが沢山ありますが事務所の先輩の方々の力を借りながらお客様のお役に立てるように頑張ります。

今後とも宜しくお願いいたします。



◆ クイズ

岩佐



固定資産税からのクイズです。
次のうち、固定資産税の課税対象として間違っているものはどれでしょう？

- ① 田・畑
- ② 会社のパソコン
- ③ 自動車



※固定資産税は、土地や家屋などの不動産に加えて、事業用の機械や備品のような償却資産に対して課せられる税金です。

(答え) ③ 自動車